

会議録		令和7年12月15日作成	令和11年3月末日廃棄
会議名	京都府南警察署協議会（令和7年度第3回）		
開催日	令和7年12月12日（金曜日）		
時間	午後1時30分から午後3時までの間（90分）		
場所	京都府南警察署 講堂		
出席者	高岡会長、塩崎副会長、高橋委員、清水委員、岡司委員、桑原委員、戸津川委員、 公文委員、今村委員 （欠席 矢部委員及び宮田委員）		計9人
	署長、副署長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、 警備課長、サイバー対策係、広聴相談係長、京都府警察ネット安心アドバイザー		計11人
諮問項目	サイバー空間の現状と南警察署の取組について		
会議内容	1 会長挨拶 司会 副署長 2 署長挨拶 3 協議 司会 会長 (1) 濟問事項説明 サイバー空間の現状と南警察署の取組について ～サイバー対策本部サイバー企画課兼南警察署サイバー対策係 【委員】 先ほどのサイバー対策課長の説明で、本年10月末時点でのサイバー相談件 数の説明があったが、相談者の年齢別の把握はされているのか。 【警察】 把握をしている。 【委員】 小学生もスマートフォンを持ち始める年齢であると思うが、小学生を対象 とした啓発活動、講習等は行っているのか。 【警察】 小学生向けの講習等は、警察というよりも京都府警察ネット安心アドバイ ザーが行っている。 他方、生活安全課において、青少年向けの各種防犯教室が行われており、 その過程において、SNS利用上の注意喚起をすることはある。 【警察】 ネット安心アドバイザーとしては、学校でタブレット端末を使用したギガ スクールコース等の講習を行っている。 そこではネットリテラシーを対象としたものではなく、SNSのなりすま		

しや、SNS上のいじめ防止の観点から、どうしてダメなのかを会話形式で子供たちに議論させながら、小学校低学年、同高学年、中学生等、年代に合わせた啓発活動に取り組んでいる。

【委員】サイバー対策係が、南警察署と下京警察署のみに設置されている理由はあるのか。また、南署のサイバー対策係の守備範囲は、南署管轄内ということですか。

【警察】京都駅を挟んで北と南には、中小の事業者が多い。それら事業者がサイバー被害に合う可能性があることから、その対策として南警察署と下京警察署にサイバー対策係が設置されているものと認識している。

今後、他の警察署にサイバー対策係の設置が広がっていくかどうかは、サイバー対策係として従事している我々の努力次第であり、サイバー対策係として活動実績を検証して、どこまで設置範囲を広げるか判断されるものと思われる。

南署のサイバー対策係の守備範囲は、南警察署の管轄内である。

(2) その他

【委員】自転車での飲酒運転は、免停処分になると聞いた。詳しいことを伺いたい。

【警察】道路交通法等において、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、免許の効力を停止することができるとした、いわゆる危険性帶有の規定に基づき免許の停止処分をしている。

免許を受けている方は飲酒運転の危険性を十分に理解されていることから、自転車であっても、その者が運転に関するいわゆる心理的適性を欠くため、道路における交通の危険を生じさせるおそれがある場合は、点数制度によらない行政処分として、個別、総合的に判断して処分される。

【委員】「令和8年4月1日より自転車の違反に青切符が導入」と題するチラシに「違反手続きの流れ」には、軽微な違反は青切符の交付、悪質な違反は赤切符による手続となり、赤切符の場合は、刑事手続に進んで処罰対象になる旨が記載されている。処罰対象になる場合の線引きを教示していただきたい。

【警察】警察としては信号無視や指定場所一時不停止等といった反則行為ではなく、飲酒運転などの非反則行為を認知した場合は、検察庁に送致する。処罰の決定は別機関の判断となり、事案ごとに処罰は異なるため、警察として一概にはお答えはできない。

自転車は車両であり、自動車、原付バイク、特定小型原動機付自転車といった他の車両と同様に、飲酒運転は重く処罰されるということを認識していただきたい。

【委員】烏丸通の九条通から札ノ辻通間の北行き車線において、観光バスが停車しているのをよく見掛ける。バスとバスの間から人が飛び出したり、自転車がバスを避けて通行するなど、事故が起きないか心配だ。この状況を受けて、警察として見回り等はしているのか。

会議
内 容

【警察】パトロール中に、当該状況を認めた場合は、運転手に声掛けを行っている。鴨川西インターチェンジの所に、バスプールが整備されており、同プール等への移動を指導している。これら観光バスは、京都駅に近い烏丸通の九条通・札ノ辻通間で時間調整をしているものと思料され、事故防止の観点から、運転手に対して今後も指導は行っていく。

4 事務連絡

令和7年度第4回京都府南警察署協議会は、令和8年2月に実施予定である。

以上

第3回京都府南警察署協議会の開催状況

